

# 健康な職場を作るため総点検運動を進めよう

- 厚生労働省の全国労働衛生週間にあたって -

働くもののいのちと健康を守る全国センター第3回理事会

## 1. 全国労働衛生週間をなぜとりくむか

今年も厚生労働省等の呼びかけで全国労働衛生週間が10月1日から7日までとりくまれます。このとりくみに、働くもののいのちと健康を守る立場から積極的に関わっていくことが求められています。

長時間・過密労働、リストラ・合理化、請負・派遣労働の広がりなど労働条件や雇用形態の悪化で、働く人々の健康破壊は、いっそう深刻さを増しています。厚労省が5年ごとに実施している、「労働者健康状況調査」によれば、仕事で「強い不安、悩み、ストレスがある」とした労働者は6割を超えており、業務によるストレスなどにより精神障害を発症する労働者が増加しています。厚労省が発表した「脳・心臓疾患及び精神障害等に係る労災補償状況(平成18年度版)」によると、精神障害で労災が認められた人は前年比の1.6倍で、そのうちの「過労自殺」も前年比1.6倍であり、いずれも過去最多となっています。また一般定期健康診断の結果、有所見の労働者の割合は増加を続けており、2006年度は49.1%に上がっています。

また中小・零細企業では、健診を受けた人の70%~80%が何らかの所見を有しており、その健康破壊の実態からは労働衛生活動がますます重要になっています。来年4月からは、50人未満事業所での長時間労働者の産業医の面接が義務づけられますが、行政への働きかけを含め、職場・地域の実情にもとづき、この分野の活動を重視することが求められています。

こうした中で厚労省は医療費削減を目的に国家的事業として、2008年年4月からメタボリックシンドロームの予防を中心にした特定健診・特定保健指導を実施します。この制度は、健康の自己責任論の押しつけや、労働者の健康問題を働き方や労働条件を排除して、生活習慣改善にしか目をむけさせないなど様々な弱点をもっています。さらにこの事業は、医療保険者が実施主体となることから、労働安全衛生法で定められた労働者の健康を守る企業の責任が曖昧になることが危惧され、きびしい目で監視し、地域、職域で働くものの健康を守る立場で対応していく必要があります。

## 2. 全国労働衛生週間にとりくむ立場

厚労省がすすめる全国労働衛生週間は、「事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の確保と快適な職場環境の形成を図ること」を目的としています。さらに「組織の健康を伴わない個人の健康はまれにしか実現しない。そして、組織も十分に機能するためには、個人の健康を必要としている」(小田晋社会経済生産性本部メンタルへ

ルス研究所)との指摘もあります。

働く者の健康を守る課題は、労使が協働してとりくむことができる課題です。労働組合が全国労働衛生週間を主体的にとりくみ、企業も法を遵守して衛生管理活動を行うことが求められています。衛生週間は労使に呼びかけられたものであり、この週間を契機に健康で安全に働ける職場づくりを前進させましょう。

国際的な動向は、「仕事を人に適合させ」ることが働くものの健康を守る基本です。日本のように「労働関係の個別化」を口実に雇用や労働条件を市場原理にゆだねることは、改めるべきです。経済のグローバル化の中で、ILO が提唱する人間らしく働く権利を主張する「ディーセント・ワーク」の実現はますます大事です。

確かに1週間のとりくみで、すべてを前進させることはできません。しかし事業主、職場管理者など目が労働衛生問題に向いている時に、できることからはじめ前進のきっかけを作り出しましょう。

### 3. スローガン

全国センターとして以下の3つのスローガンを呼びかけます。職場、地域では工夫してスローガンを作りましょう。

「働く意味を考え、働き方を見直そう」

「誰もが健康で人間らしく働ける職場・作業環境と地域社会をつくろう」

「過労死・労災職業病のない社会をつくろう」

### 5. 「過重労働はないか」など総点検運動を

労働組合運動の原点は職場にあることふまえ、下記の項目を参考に期間中に職場の総点検運動行いましょう。

労基法による労働時間規制が守られているか。時間外労働や過重労働の実態を把握し、その改善をはかる。

メンタルヘルス不全、パワーハラスメントの実態とその対策はどうなっているか。

労働者の健康破壊の実態と対策。

産業医の職場巡視など労安法に基づく衛生活動はきちんと行われているか。

そのほかの職場の独自課題も付け加え総点検運動を行い、問題を解決する場である労働安全衛生委員会を活性化し、ノー残業デーを設定する、職場体操を始めるなど、働くもののいのちと健康を守るために、できることから始めましょう。

### 6. 単産、地方センター、全国センターの役割

単産、地方センターは全国センターの方針を伝え、優れた経験を普及するなど職場で労働衛生活動が前進するよう援助しましょう。地方センターは職場の現状を改善する立場から、労基署、労働局、産業保健推進センターなど行政との交渉、懇談を行いましょう。

特定健診・特定保健指導など国、自治体、保険者などで検討されている新たな制度については、働くものの健康を守る立場で情報を集め、対応していきましょう。

全国センターは、これらのとりくみを促進するための援助を惜しみません。2008年1月に、特定健診・特定保健指導討論集会を開催します。